

1. 避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者対策

1.1 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者の避難支援について地域防災計画へ定めるべき重要事項について

関東ブロック

神奈川県 横浜市

健康福祉局福祉保健課

1. 概要

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、地域防災計画へ定める事項としている「避難支援等関係者となる者」、「避難行動要支援者に掲載する者の範囲」、「名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法」等の項目が地域防災計画、横浜市震災対策条例に明示されている。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

横浜市では、横浜市防災計画策定当初から災害時における要援護者情報の活用について記載していた。平時からの活用については、平成 19 年度から横浜市個人情報保護審議会の承認に基づき、同意方式によって自主防災組織等避難支援者に災害時要援護者情報の提供を行っていた。同意方式の運用の中で、同意率の低さや取組の地域差等の課題が明らかになり、さらなる情報提供について検討を行っていた。

(2) 取組の流れ

東日本大震災の教訓を踏まえた横浜市防災計画見直し検討の結果、横浜市防災計画（震災対策編）に、名簿作成に加え、平時からの名簿提供について位置付けた。

長年の課題であった、本人同意を前提としない情報提供（情報共有方式）の根拠規定を、横浜市震災対策条例に規定した。

(3) 取組のポイント

横浜市防災計画（震災対策編）、横浜市震災対策条例及び横浜市震災対策条例施行規則に、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」で、地域防災計画において定める必須事項とされている項目の一部を規定している。

【定めている項目】

- ・避難支援等関係者となる者
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

【具体的な規定】

別紙（p7）参照

(4) 今後の取組課題

現行の防災計画に名簿作成、情報提供等について明記したのは災害対策基本法の改正前であるため、防災計画上の在宅要援護者名簿が災害対策基本法第 49 条の 10 で規定する避難行動要支援者名簿であると位置付けるとともに、その他防災計画上に定める事項について今後精査する必要がある。

<連絡先>

神奈川県横浜市 健康福祉局福祉保健課 電話：045-671-3427 FAX：045-664-3622

別 紙

【横浜市防災計画（震災対策編）の記載内容（抜粋）】

避難行動要支援者名簿（防災計画には在宅要援護者名簿）の作成、更新に関する事項及び保管、提供のルールについては、次のとおり、定めています。

2 要援護者の事前対策

(2) 迅速な援護活動推進支援、体制づくり（本市の取組）

ア 要援護者情報の把握と提供

区長（福祉保健センター）は、震災時における要援護者の援護活動に活用するため、既存の資料を整理した在宅要援護者名簿を作成・保管します。

項目	目的	対象者	保管・開示	更新
在宅要援護者の名簿作成	震災時における、在宅要援護者対策の円滑な実施を目的	自力避難が困難な在宅の高齢者・障害者（※第2部第10章第2節「2対象者の範囲」参照）	名簿は、平常時はプライバシー保護のため区で保管し、震災時には、住民等に開示して区職員等と協力して活用する。	名簿は、適宜追加修正を行うとともに、年2回更新

イ 在宅要援護者名簿の提供

自主防災組織が、本市保有の在宅要援護者の個人情報（名簿）提供を希望する場合は、区役所との協定締結等の手続を踏まえて、在宅要援護者の個人情報（名簿）を提供します。

災害時要援護者の定義と避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとしています。

2 対象者の範囲

震災対策上対象とする要援護者の範囲は、自力避難が困難な、在宅の「高齢者、障害者等」及びこれに準じる避難支援が必要な人としています。

なお、市が作成する要援護者情報（在宅要援護者名簿）は、福祉制度等の本市のシステムを活用し、特に自力避難が困難と想定される対象者として、次の範囲で作成していきます。

区分	範囲
高齢者	在宅で、次の条件に該当する方 ①要介護3以上の方 ②要支援または要介護認定の一人暮らし高齢者、または、高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方 ③認知症高齢者
障害者	在宅で、次の条件に該当する方 ①自立支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者 ②視覚障害者、聴覚障害者及び移動困難な肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方 ③療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

【横浜市震災対策条例の規定】

災害時要援護者対策及びそのための災害時要援護者の個人情報提供については、横浜市震災対策条例第12条に規定しています。

(災害時要援護者対策)

第12条 市は、高齢者、障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者（以下「災害時要援護者」という。）について、安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平素から地域の自主的な支え合いの取組を支援するものとする。

2 市長は、前項の取組を支援するため、災害時要援護者のうち規則で定める者に係る個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）について、自主防災組織及び規則で定めるものに対し、あらかじめ提供をすることができる。

3 市長は、個人情報については、あらかじめ当該災害時要援護者のうち規則で定める者が前項の提供を拒否する場合には、同項の規定にかかわらず、当該提供をすることができない。

4 市長は、個人情報については、第1項の取組を行うもの以外のものに提供してはならない。

5 第2項の規定により個人情報の提供を受けたものは、当該情報を第1項の取組以外の目的に利用してはならず、当該情報の漏えいを防止し、当該情報を規則で定めるところにより適正に取り扱わなければならない。

横浜市震災対策条例施行規則には、

○自主防災組織等に情報提供する災害時要援護者の範囲

○自主防災組織等に情報提供する個人情報の項目

○自主防災組織の他に情報提供できるもの

○提供を受けた個人情報の適切な取扱い（協定締結、管理者・取扱者の届け出等）

といった、情報提供の細目を規定しています。

災害時要援護者避難支援制度の取組と地域防災計画の改正

関東ブロック

神奈川県 川崎市

総務局危機管理室、健康福祉局地域福祉課

1. 概要

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、地域防災計画へ定める事項としている「避難支援等関係者となる者」、「避難行動要支援者に掲載する者の範囲」、「避難支援等関係者の安全確保」等の項目を平成 25 年 10 月に改定した地域防災計画に定めている。

2. 具体的な取組内容

(1) 制度の概要

平成 16 年 7 月に発生した新潟・福島豪雨及び福井豪雨を契機として、川崎市では平成 19 年 12 月から「災害時要援護者避難支援制度」による取組を始めた。自主防災組織、町内会・自治会等の支援組織への個人情報提供に同意いただいた方については、平常時から支援組織に名簿を提供し、発災時の情報提供や避難支援について日ごろから話し合っていた。また、災害時には、個人情報の提供に同意がない要介護度 3～5、身体障害者等級 1 級～3 級（内部障害等を除く。）の方を含めた名簿を避難所に配置し、安否確認に活用することとしている。

(2) 制度の位置づけ

平成 25 年 6 月 21 日に災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）が公布され、平成 26 年 4 月から同法に基づき避難行動要支援者の名簿を作成すること等とされた。また、平成 25 年 8 月に内閣府から公表された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「指針」という。）により、留意事項等が明らかにされた。本市の災害時要援護者避難支援対策は、地域防災計画及び川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき取り組んでいるが、これらの国の動きを受け、平成 25 年 10 月の地域防災計画（震災対策編）の改正の際に、地域防災計画で定めるとされた必須事項の反映等を行った。

(3) 地域防災計画及び要綱について

本市の地域防災計画（震災対策編）及び要綱の内容について、次の項目ごとに紹介する。

〈地域防災計画において定める必須事項〉

避難支援等関係者となる者

本市では、避難支援等関係者のことを、従来から「支援組織」の呼称を使用している。支援組織は、自主防災組織、町内会・自治会、民生委員としている。

市では、災害時要援護者に対し、行政機関と社会福祉機関、自主防災組織、消防団、自治会・町内会、地域住民及び企業等との協力・連携により、支援体制の整備を推進するものとする。

（地域防災計画（震災対策編） 第 2 部 予防計画 第 1 2 章 災害時要援護者対策 前文）

災害発生時に災害時要援護者を守るには、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、災害時要援護者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。

(略)

4 家庭や地域での防災対策の推進

また、日頃から、町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関等が相互に連携して、在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立する。

(地域防災計画(震災対策編) 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
第2節 地域と連携した共助体制の確保)

災害時において、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、自主防災組織や地域住民等の協力、連携体制を平常時から確立する。

(地域防災計画(震災対策編) 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
第3節 迅速な避難支援体制の整備)

(目的)

第1条 (略) 災害時要援護者名簿(以下「名簿」という。)をあらかじめ地域の支援組織に提供し、登録した災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における共助による避難支援体制作りを進める(略)

(支援組織)

第3条 この要綱において、支援組織とは、次のとおりとする。

(1) 町内会・自治会

(2) 自主防災組織

(3) 民生委員・児童委員

2 支援組織は、災害時に、名簿に登録された要援護者(以下「登録者」という。)に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等(以下「支援等」という。)を行うものとする。

3 支援組織は、平素から要援護者の状況の把握や支援者の確保など必要な体制の構築に努めるものとする。

(川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱)

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本市では、平常時から支援組織に個人情報の提供に同意をいただいた上で、制度に登録した方の名簿と、発災時に同意を得ていない方を含めた名簿を作成しており、それぞれの名簿に掲載する者の範囲は次のとおりである。

【平常時から支援組織に提供する名簿】

支援組織は、配布された名簿(略)、(を基に)円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

(地域防災計画(震災対策編) 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
第3節 迅速な避難支援体制の整備)

(登録対象者)

第2条 本制度に登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために、本市が保有する個人情報の目的外利用及び支援組織への提供について同意し、かつ、在宅で生活している者とする。

- (1) 高齢者
- (2) 障害者
- (3) その他支援を必要としている者

(川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱)

【発災時等に活用する名簿（名簿情報の提供に同意を得られない者を含む。）】

2 災害時要援護者情報の活用

区は、災害時要援護者避難支援制度の登録者と併せ要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～3級（内部障害等を除く。）の者の内、災害時要援護者避難支援制度未登録者について、次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の情報を更新する。

(地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策 第3節 迅速な避難支援体制の整備)

名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

平常時から支援組織に提供する名簿と発災時に使用する名簿それぞれについて定めている。

【平常時から支援組織に提供する名簿】

支援組織は、配布された名簿（略）、（を基に）円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

(地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策 第3節 迅速な避難支援体制の整備)

(登録の手続き等)

第4条 名簿への登録を希望する者は、災害時要援護者避難支援制度登録申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）により区長に申し込むものとする。

- 2 登録希望者が障害等により登録の手続きが困難な場合には、代理により申し込むことができるものとする。
- 3 登録希望者は、次条で定める登録情報の支援組織への提供について同意するものとする。
- 4 区長は、第1項の規定に基づく登録の申込が行われた場合、申込内容について審査し、速やかに名簿に登録するものとする。

(登録情報)

第5条 名簿に登載される登録情報は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号 (2) 氏名カナ (3) 氏名漢字 (4) 年齢 (5) 性別 (6) 住所 (7) 連絡先
- (8) 世帯状況 (9) 身体状況 (10) 介護保険要支援・要介護認定区分
- (11) 身体障害（障害等級・障害区分）(12) 知的障害（障害程度）(13) 精神障害（障害等級）

(川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱)

【発災時等に活用する名簿（名簿情報の提供に同意を得られない者を含む。）】

2 災害時要援護者情報の活用

区は、災害時要援護者避難支援制度の登録者と併せ要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～3級（内部障害等を除く。）の者の内、災害時要援護者避難支援制度未登録者について、次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の情報を更新する。

（略）

- (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所
 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする理由
 (7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

（地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
 第3節 迅速な避難支援体制の整備）

名簿の更新に関する事項

平常時、発災時のそれぞれの名簿で更新の定めが異なる。

【平常時から支援組織に提供する名簿】

（登録内容の変更）

第6条 登録者は、登録申込時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、災害時要援護者避難支援制度登録内容変更・抹消届出書（第2号様式）により、速やかに区長に届け出るものとする。

2 区長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに名簿の登録内容（以下「名簿情報」という。）を変更するものとする。

3 区長は、名簿の登録項目に変更があったことを知った場合で、登録者から第1項の規定に基づく変更の申出がなされなかったときは、職権により名簿情報の変更をすることができるものとする。

（登録の抹消）

第10条 登録者は、登録情報の抹消を求める場合には、災害時要援護者避難支援制度登録内容変更・抹消届出書を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消をするものとする。

3 区長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。

- (1) 登録者が死亡したとき。
 (2) 登録者が市外に転出したとき。
 (3) 登録者が第2条の要件に該当しなくなると認められるとき。

（川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱）

【**発災時等に活用する名簿（名簿情報の提供に同意を得られない者を含む。）**】

2 災害時要援護者情報の活用

区は、災害時要援護者避難支援制度の登録者と併せ要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～3級（内部障害等を除く。）の者の内、災害時要援護者避難支援制度未登録者について、次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の情報を更新する。（略）

（地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策 第3節 迅速な避難支援体制の整備）

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

次の定めのほか、支援組織向けの手引きである「支援ガイド」に個人情報の管理について具体的な取扱いや注意点を記載している。

1 災害時要援護者避難支援制度

支援組織は、配布された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、平常時から災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

（地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策 第3節 迅速な避難支援体制の整備）

（名簿情報の保護）

第9条 支援組織は、第7条の規定により名簿の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- (2) 災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- (3) 町内会・自治会、自主防災組織においては、原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
- (4) 名簿は原則として複写しないこと。
- (5) 支援組織において、組織の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ要援護者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。

2 支援組織は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、支援組織に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。

（川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱）

（市の責務）

第11条 市は、この要綱に基づき実施される災害時要援護者避難支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

- (2) 地域の支援組織の支援体制構築に当たっての指導・助言など、必要な支援を実施すること。

（川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱）

要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

3 災害時における情報伝達体制の整備

市は、災害時要援護者や避難支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、防災行政無線、Twitter等を活用する。

(地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
第3節 迅速な避難支援体制の整備)

避難支援等関係者の安全確保

1 災害時要援護者避難支援制度

(略) また、災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

(地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
第3節 迅速な避難支援体制の整備)

(4) 今後の取組課題

上記の内容は、地域防災計画の震災対策編に記載されているものになるが、今後、風水害編及び都市災害対策編の改定の機会に、必要な見直しを行っていく予定である。

<連絡先>

神奈川県川崎市 総務局危機管理室 電話：044-200-2795 FAX：044-200-3972
健康福祉局地域福祉課 電話：044-200-2926 FAX：044-200-3637

参考HP：<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-26-0-0-0-0-0-0-0.html>

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-9-0-0-0-0-0.html>

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

災害時要援護者支援条例の制定と市の取組について

近畿ブロック

兵庫県 神戸市

危機管理室地域安全推進担当課

1. 概要

- 支援者の意識啓発を狙い、意識レベルに応じて3段階の資料を使い分けた周知活動を実施している。
- 平常時・災害時ともに様々な支援活動があるため、支援団体は地域の実情に応じて対応してもらおう。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組の経緯

地域での共助の要援護者支援の取り組みは、平成18年から開始。各地域で取り組みを進める中、平成25年4月より、災害時要援護者支援条例を施行。

(2) 推進体制

<市内>

災害対応全般を所管する危機管理室と、高齢者・障害者等を所管する保健福祉局を全体の調整役として、市内の関係部署（上記2者のほか、市民参画推進局（個人情報担当、自治会・NPO等担当）、こども家庭局、区役所（9区）、消防局（10消防署含む））が役割分担のもと、取り組みを推進。

<地域>

条例に列举した団体（防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民児協、消防団、地域自立支援協議会）のほか、市長が認める団体（審査基準有）として、婦人団体協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、まちづくり協議会等を支援団体として認定。

(3) 取組の流れ

取り組みを希望する支援団体と、個人情報の取り扱いに関する協定を締結。市が要援護者から同意取得して、要援護者名簿を支援団体に提供（地域独自の情報収集も有）。支援団体は、地域の実情にあった活動を実施。

(4) 取組のポイント・工夫

条例に基づき、地域が実践するうえで、具体的な手順等を定めたガイドラインを25年8月に作成。市民向けとして、地域の実情に応じて段階的に取り組むことができるよう、3種類の啓発冊子も併せて作成。作成にあたっては、「案」として地域団体等に提示し、意見を伺いながら完成させた。

支援計画等の様式は参考例とするなど、支援団体が弾力的に取り組めるよう対応。また、支援活動は、平常時・災害時ともに様々な活動があるため、地域の実情に応じて対応してもらおう。

※平常時の活動例・・・日常時の声かけ、訓練参加への働きかけ、要援護者の把握、支援計画の作成

<連絡先>

兵庫県神戸市 危機管理室地域安全推進担当課 電話：078-322-6238 FAX：078-322-6031

仙台市の防災対策～「自助・共助」と「公助」の協働による減災を目指して～

東北ブロック

宮城県 仙台市

健康福祉局総務課

1. 概要

- 町内会・自主防災組織等で取り組むための「災害時要援護者支援の手引き」や、「災害時要援護者支援の進め方」を地域団体等に提供している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

国の避難支援ガイドラインなどを受け、平成20年に「地域で備える災害時要援護者支援の手引き」を作成し、地域の関係団体を中心に災害時要援護者の支援体制づくりを働きかけてきていたが、要援護者の対象範囲の明確化や、支援を行っていく地域団体内・間での要援護者情報の把握・共有の仕組みづくり等が課題となっていたことから、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年度3月に、「災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定し、また、地域における災害時要援護者の把握のための一助として登録制度を導入した。

同年12月より地域団体等（町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター）に対し、登録制度に基づき災害時要援護者の情報提供を始めている。しかしながら、市内の町内会の約86%が要援護者リストを受領しているものの、取り組みの進め方に関する相談が多かったことから、具体的な進め方やヒントを記した「災害時要援護者支援の進め方」を作成し、リストの提供先に配布をしている。

(2) 推進体制

地域における要援護者支援の取り組みが円滑に進むよう、各地域の取組状況の把握に努めながら、登録されている要援護者の情報提供窓口である区役所や消防局、健康福祉局が連携して地域からの相談対応や、取り組み事例等の参考となる情報の提供、防災訓練などを通じた支援を行うとともに、地域の人材育成として、地域防災リーダーの育成を進める。

(3) 取組のポイント

災害時要援護者支援の取り組みを進めるためには、地域住民の意識の違いやマンパワー不足など様々な課題があることから、地域の実情に合わせてできるところから手がけていくといった視点で取り組むこと、また、要援護者の所在を確認するだけでなく、いざというときに適切な支援を行うためにも、日頃の見守り活動等を通じて顔の見える関係づくりを進めるよう、機会を捉えて引き続き地域団体等に働きかけていく。

<連絡先>

宮城県仙台市 健康福祉局総務課 電話：022-214-8184 FAX：022-268-2937
消防局防災企画課 電話：022-214-3108 FAX：022-234-1119

参考 HP：<https://www.city.sendai.jp/kurashi/shobo/bosai/0029.html>

「災害時助け合いシステム」を通じた災害時要援護者対策の充実について

関東ブロック

東京都 品川区

防災まちづくり事業部防災課

1. 概要

- 区では、平成 15 年度から「災害時要援護者名簿」を整備している。平成 22 年 3 月に「災害時要援護者の安全確保に関する要綱」を制定し、災害時要援護者支援を充実させる仕組みとして「災害時助け合いシステム」を構築している。
- 「災害時助け合いシステム」では、要援護者名簿の登録に連動し、区役所、警察・消防署、各地域の防災区民組織等が協力して災害時要援護者を支援する取り組み（避難誘導ワークショップ、防災アドバイザー研修、個別支援計画策定、防災訓練等）を進めている。

2. 具体的な取組内容

(1) 災害時要援護者の安全確保に関する要綱の制定

区として災害時要援護者対策に関する明確な方針を定めるため、平成 22 年 3 月に「災害時要援護者の安全確保に関する要綱」を制定した。個別支援計画の策定を目標としており、モデル町会や自治会を選定して計画の策定を進めている。

(2) 災害時要援護者名簿登録・更新の流れ

災害時助け合いシステムを活用した災害時要援護者名簿登録の流れを以下に示す。

調査時期：毎年 2 月～3 月にかけて実施

登録方法：登録意向調査票を送付し、登録希望の返信があった方を登録（手挙げ方式）

- ①前回の調査以降、新たに要介護認定もしくは、身体障害者手帳を交付された方で、要綱第 4 条に該当する方
- ②過去に「登録希望なし」で、5 年を経過した方への再調査
- ③登録後 5 年を経過した方への登録情報更新調査

(3) 取組のポイント

災害時要援護者名簿登録後に以下の内容について呼びかけている。

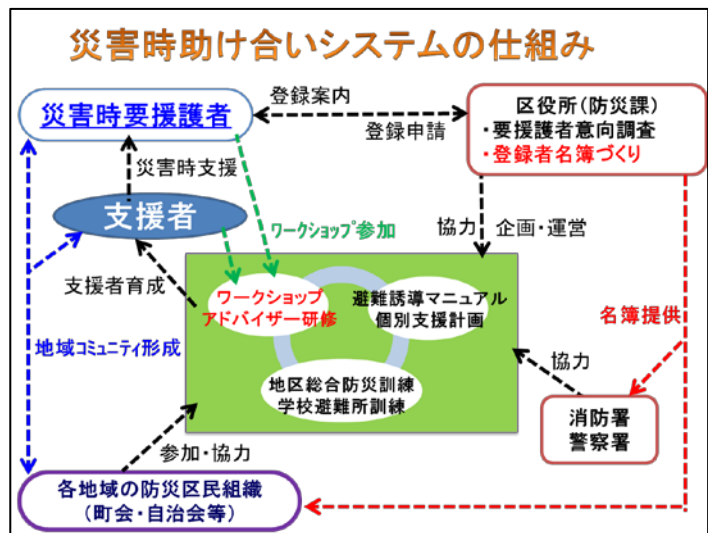
- ・身近な人と、災害時にどのような避難行動をとるか話し合う
- ・日ごろからのご近所づきあい
- ・町会加入への呼びかけ
- ・家具の転倒防止
- ・簡易トイレや食糧・水の備蓄（3 日分が目安）など

大切なことは平常時からの
○地域とのコミュニケーション（共助）
○災害時の備え（自助）

上記以外にも、災害時要援護者への支援を充実するための取り組みとして、「災害時要援護者避難誘導ワークショップ」、「防災アドバイザー研修」、「防災アドバイザーステップアップ研修」等を企画している。

(4) 今後の取組課題

- ・個別支援計画の策定
- ・ワークショップの開催
- ・在宅避難をしている災害時要援護者への支援方法
- ・要援護者名簿登録者の訓練への参加
- ・関係部署との連携（支援者の確保、支援対象の拡大）



<連絡先>

東京都品川区 防災まちづくり事業部防災課 電話：03-5742-6696 FAX：03-3777-1181

久喜市要援護者見守り支援事業の取組

関東ブロック

埼玉県 久喜市

社会福祉課

1. 概要

- 要援護者名簿（要援護者見守り支援登録台帳）の提供にあたっては、地域の支援者と個人情報の取り扱いに関する覚書を締結している。また、年1回これらの関係者を集めた合同説明会（研修）を開催している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

久喜市では、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中・夜間独居世帯などを対象に、主に平常時の見守りを行う「高齢者見守り安心ネットワーク事業」と、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの災害時要援護者を支援する「災害時要援護者事業」を実施していた。

しかしながら、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織の代表者による合同会議において、多くの方からこれら2つの事業を別々に行うことに疑問の声が上がり、平成20年度、高齢者見守り安心ネットワーク事業と災害時要援護者事業を統合し、平常時の見守りと災害時の安否確認等を併せて行う新たな体制として『要援護者見守り支援事業』を開始した。

(2) 推進体制

要援護者見守り支援登録台帳を地域の支援者となる民生委員・児童委員、区長、自主防災組織に提供している。民生委員・児童委員、区長、自主防災組織には、それぞれ定期的に登録者宅を訪問していただき、平常時の見守りを行っていただいている。また、訪問時には、登録情報の内容を確認していただき、変更等がある場合には速やかに市へ連絡をいただき、登録情報の更新を行っている。

(3) 取組の流れ

久喜市においては、「手上げ方式」「同意方式」「関係機関共有方式」により災害時要援護者の情報収集を行っており、「手上げ方式」「同意方式」で本人同意により登録された方については、要援護者見守り支援登録台帳に掲載し、平常時から地域の支援者に情報提供を行っている。また、「関係機関共有方式」により情報収集した災害時要援護者についても有事の際には地域の支援者に情報提供を行う。

(4) 取組のポイント

要援護者見守り支援登録台帳の提供にあたっては、個人情報の管理と秘密保持を図るため、「久喜市要援護者見守り支援事業に関する覚書」を締結している。また、毎年1回、各地域において、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織代表者による合同会議を開催し、台帳の更新を行うとともに、プライバシーの尊重や情報管理の周知徹底を図るための研修を実施している。

(5) 今後の取組課題

登録者の多い地区では民生委員・児童委員、区長、自主防災組織だけでは登録者全員の安否確認・避難支援を行うことが難しい。そこで、近隣住民など普段から交流のある身近な支援者が必要であるが、地域の連帯感や近所付き合いが希薄な地域では身近な支援者を持たない登録者が増えている。また、有事の際、台帳に登録されていない災害時要援護者の情報を地域の支援者に速やかに提供する手段が課題となっている。

<連絡先>

埼玉県久喜市 社会福祉課 電話：0480-22-1111 FAX：0480-23-0699

参考HP：

<http://www.city.kuki.lg.jp/kurashi/shakai-fukushi/shakai-fukushi/youengosha/mimamorishien.html>

外部センターと自庁センターを、ひとつの仮想空間とした IT-BCP の推進

関東ブロック

東京都 町田市

総務部 情報システム課

1. 概要

- 従前の業務システムを維持した上で、サーバ統合・仮想化など基盤の刷新を行うとともに、システムの多重化を実現した。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

築後 40 年を経過した旧本庁舎と周辺 5 庁舎を 2012 年に統合・移転するとした。また、業務システムも、複雑に絡む仕組みは古いままであった。新庁舎移転を機に情報システムを刷新し、全庁で既存システムの総コストを 50% に削減し、新庁舎のネットワーク構築や、新たな制度の ICT 化に必要な経費を捻出することとした。

(2) 推進体制

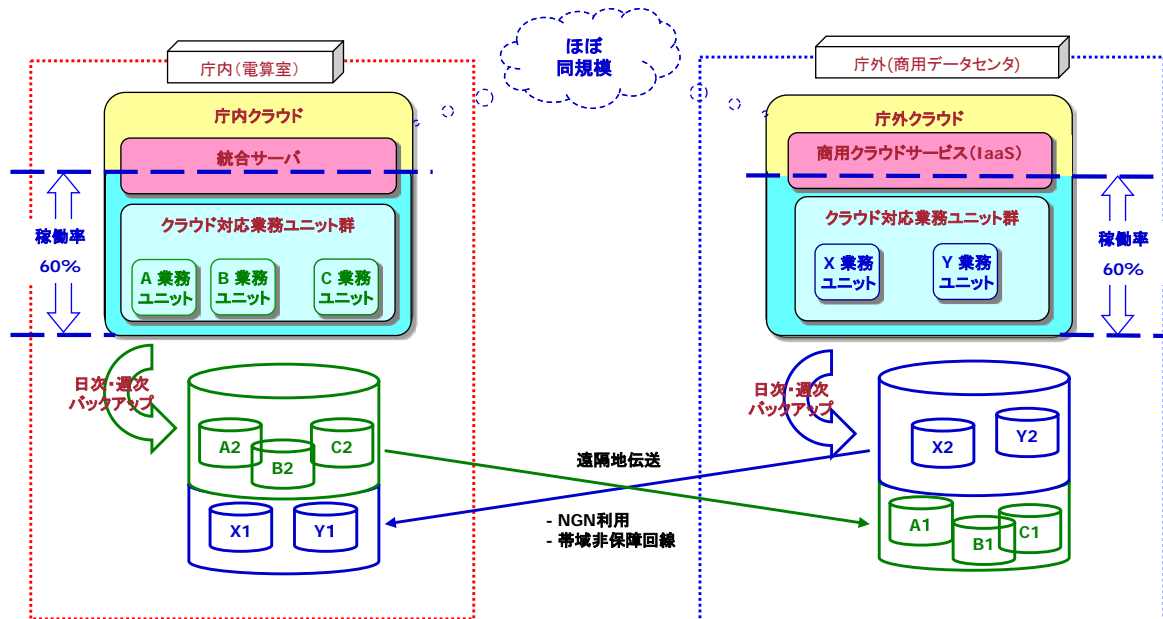
2009 年 4 月に民間から情報システム担当部長を採用し、上述の情報システム刷新と、人材の育成を託した。業務システムは従前のままとし、サーバ統合・仮想化/ネットワーク再構築/シンクライアント化/業務システム間連携方法の標準化(地域情報 PF 準拠)など基盤の刷新を、情報システム課が主体に具体化し、全庁組織の情報化推進本部に諮り、全庁の理解を得た。刷新の方向付けは当時取引のあった全ベンダにお知らせすることで、より合理的な実現方法のご提案をお願いした。

(3) 取組の流れ

新庁舎移転は半年掛かると想定した。新旧何れの庁舎からも業務遂行が必要で、システム自身が移動中も稼働を要す。このため、新・旧庁舎内の物理サーバ群とは別に外部センターを借り、3 拠点を持つ仮想空間とし、業務の半分は外部に置いた。移動対象の物理サーバの業務システムは一時的に外部センターに移しサービス提供する。当該物理サーバを新庁舎に移し、仮想空間への組入れが成功したことを確認して、外部センターに退避していた業務システムを戻す。これを業務システム単位で繰り返すことで、事実上システム停止なしに移転が完了した。

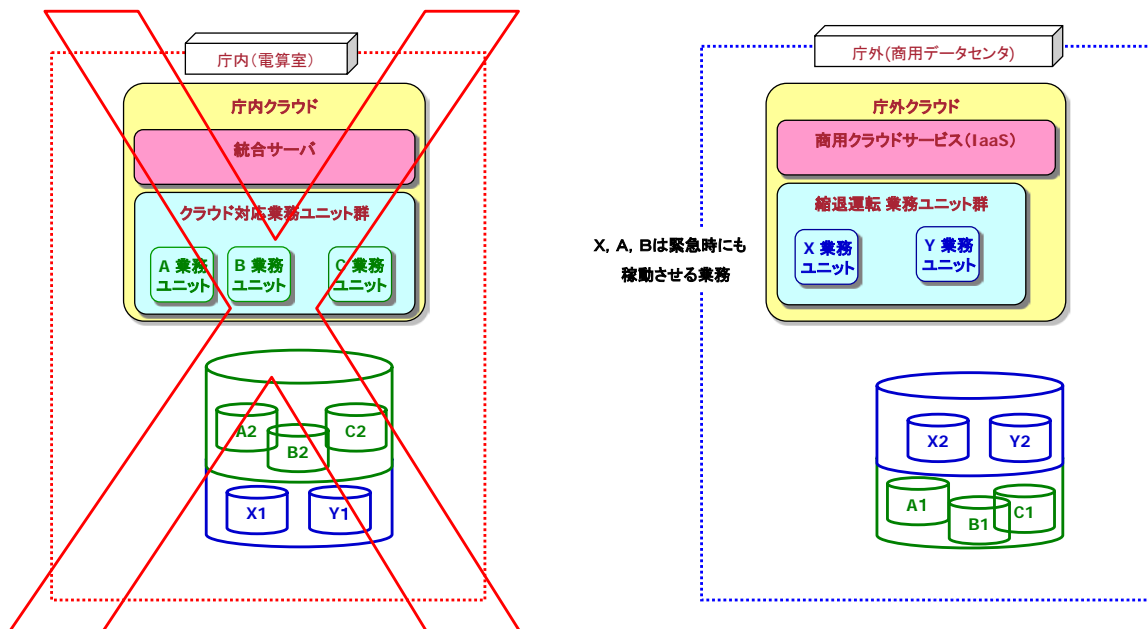
(4) 取組のポイント

本取組により、既往の磁気テープに上げたバックアップ・データの別地保管に加え、システムの多重化による災害リスクの軽減を図ることが可能となった。新庁舎の仮想サーバで動く業務システムのデータはもちろんシステム本体も定期的にバックアップし、廉価な回線 (NGN) を使って外部センターに送る。外部センターで動く業務システムは逆の方法で、新庁舎に送る仕組みとなっている。



庁内・庁外クラウドを使った多拠点運営/IT-BCP 対策

新庁舎あるいは外部センターが壊滅的に倒壊しても、反対側で稼働できる。災害時には、庁外サーバを活用し、緊急性の低い業務は停止させ、緊急性の高い業務システムを立ち上げることが可能となる。また、2013年度末には電気系の法定点検と併せて、外部センターを使った非常稼働の訓練を実施し、災害時等の非常事態に備えている。



ディザスタ発生 (片側のクラウドに致命傷、反対側で縮退運転)

移転の円滑推進の目的で決めた外部センターと自庁センターを、ひとつの仮想空間とすることで、IT-BCPの基盤ができた。両データセンター間を定常的にデータとシステムのバックアップサイトとして使えば災害時にも最低限の業務が運転可能となる。

(5) 今後の取組課題

庁内・外部のセンターを使って業務システムの縮退運転が特段の出費なく実現できると実証した。今後、大災害の発生場面で業務端末をどう繋ぐか、避難所ほかで必要となる個人のデータ(家族構成、年齢、性別、電話番号・メールアドレス、持ち家、病歴、常備薬、現在被災地など)が、緊急時に収集できる仕組みが必要と考える。

<連絡先>

東京都町田市 総務部 情報システム課 電話：042-724-4432 FAX：050-3085-5177

(3) 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

災害時要援護者に係る防災マニュアル策定等の様々な避難行動要支援者対策について

中部ブロック

静岡県 藤枝市

健康福祉部福祉政策課

1. 概要

- 市が掲げる『高齢者や障害者に優しい防災対策』の一つであり、自助の力を可能な限り高めることを目標とし、要援護者本人用マニュアル、支援者用マニュアルの2種類のマニュアルを作成した。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

市長マニフェストである『高齢者や障害者に優しい防災対策』のひとつとして具体化したものである。

(2) 取組の流れ

マニュアル作成にあたり、健康福祉部内の関係6課と危機管理課、河川課で構成する『マニュアル作成チーム』を設置し、作成した。

(3) 取組のポイント

『自助』の力を最大限に発揮するため、『見やすい、わかりやすい』を主眼に、可能な限り、自力での安全確保に努めるための指針として作成した。

要援護者本人用マニュアルでは、自身の特徴に応じた、非常持出品、自分でできること、人をお願いすることを掲載した。また、支援者用マニュアルでは、要援護者のタイプごとの特徴を示し、情報伝達時の配慮事項、避難誘導時の留意点、避難所での留意点などについて掲載した。

<災害時要援護者のための防災マニュアル（要援護者本人用）のポイント>

- ・ 高齢者や障害者など、ご自身の特徴に応じた非常持出品の掲載
- ・ ご自身の特徴に応じた「自分でできること」「人をお願いすること」の掲載
- ・ 「生活不活発病」を予防するためのチェックリストの掲載
- ・ 地震災害だけでなくゲリラ豪雨等水害、土砂災害への注意事項を掲載



<災害時要援護者支援用防災マニュアル（支援者用）のポイント>

- ・ 災害時要援護者のタイプごとの特徴、情報伝達の配慮事項、避難誘導時の留意点、避難所での留意点を掲載
- ・ 避難所生活での注意事項として、生活不活発病予防のためのチェックリストを掲載
- ・ 高齢者や障害者など、要援護者の特徴に応じた非常持出品の掲載



(4) 今後の取組課題

防災マニュアルの配布とあわせ、避難行動要支援者のさらなる掘り起こしが必要である。

<連絡先>

静岡県藤枝市 健康福祉部福祉政策課 電話：054-643-3148 FAX：054-644-2941

各種防災訓練を通じた避難行動要支援者対策に関する宇城市の取組について

九州ブロック

熊本県 宇城市

総務部危機管理課

1. 概要

- 災害時避難行動要支援者登録者に対して「高」、「中」の優先度を設け、優先度に応じた支援について訓練等を通じて検討を進めている。
- 災害時要支援者の安否確認訓練を全自治会で実施している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

平成 17 年 1 月に 5 町が合併し、誕生した市であり、合併以前から一部の町で消防団を中心に実施していた要支援者宅訪問活動を平成 20 年の台帳整備に伴い全地区で総合防災訓練の一環として、地域防災の担い手である囑託員・民生委員・消防団員合同で安否確認訓練を実施している。

(2) 推進体制

囑託員・民生委員・消防団に安否確認訓練の必要性や訓練要領などを各団体及び地域ごとに説明し、訓練を実施している。3 団体合同での訓練のため、団体ごとの担当区域が異なるなど事前調整が必要のため、訓練責任者を消防団が担当し、事前に集合時間や場所などを調整する。訪問順路などについては、民生委員や囑託員が要支援者宅を熟知しているため、効率的な訪問を検討する。

(3) 取組の流れ

安否確認訓練は、早朝より囑託員・民生委員・消防団で災害時避難行動要支援者登録者のうち優先度「高」及び「中」の居宅を 3 団体合同で徒歩または車両により訪問し、面接ができる要支援者に対しては、現在の状況及び災害時に必要とする対応要領（例：救急車、一般車両、担架、団員等）を把握し、台帳に記載する。また、住宅用火災警報器の設置状況を確認する。

(4) 取組のポイント

要支援者台帳は、本人の同意を得て囑託員・民生委員・消防団に配布しているが、台帳によって要支援者を把握するだけではなく、各団体が合同で居宅を訪問しておくことにより、災害発生（の恐れ）があるときに、より迅速かつ適正な対応ができるものとする。また、消防団については、台帳紛失などにより個人情報漏えいを防ぐため、訓練終了後に台帳を回収している。

(5) 今後の取組課題

災害時に要支援者対応を地域が担うとの考えのもと本訓練を実施しているが、本来地域防災の担い手である自主防災組織の結成状況が低調である。今後は、自主防災組織の結成に取り組む必要がある。また、要支援者が避難した場合、受け入れ先である福祉避難所の指定が十分に確保できていない状況にあるため、福祉避難所として老人介護施設などとの協定を進める必要がある。

<連絡先>

熊本県宇城市 総務部危機管理課 電話：0964-32-1766 FAX：0964-32-0110

杉並区における災害時要援護者支援の取組

～「地域のたすけあいネットワーク」制度による名簿の活用を中心に～

関東ブロック

東京都 杉並区

保健福祉部管理課

1. 概要

- 行政が把握している要介護認定及び障害認定の情報を基に「災害時要援護者名簿（原簿）」を作成している。この原簿は発災時に警察・消防・震災救援所に提供し安否確認ならびに人命救助に活用する。
- 「災害時要援護者名簿（原簿）」登載者に対して「地域のたすけあいネットワーク」制度(手上げ方式)の案内並びに登録勧奨を個別通知している。未登録者に対しては毎年登録勧奨を行う。
- 「地域のたすけあいネットワーク」登録申請者については、民生委員等が個別訪問の上「個別避難支援プラン」を作成し、この情報を反映した「地域のたすけあいネットワーク登録者名簿(台帳)」を、消防署、消防分団、警察署、震災救援所連絡会に提供している。震災救援所においてはこの台帳を活用して避難支援計画の作成、訓練等に活用し発災時の安否確認・避難支援等に備えている。
※台帳の作成にかかる個人情報の収集ならびに外部提供に関しては、杉並区個人情報保護審議会の承認を得ており、個別の登録時に本人同意を得ている。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

平成7年阪神淡路大震災の後平成12年「地域のたすけあいネットワーク」制度が発足した。

平成17年にはゲリラ豪雨による水害を経験し、より積極的な要援護者把握のために平成19年度から「地域のたすけあいネットワーク」制度の案内及び個別登録勧奨を行う態勢とした。

(平成25年12月現在登録者数：8,054名)

(2)推進体制

区：①「地域のたすけあいネットワーク」制度・関係施策の周知を図るとともに個別に登録勧奨を行い、登録者の増加を図っている。

②登録者情報を定期的に更新し、これを反映させた台帳を関係機関に提供している。

③平成24年度に地域の要援護者支援の関係団体から成る災害時要援護者対策協議会を設置し、地域一体となった支援体制の構築に向けてご意見をいただいている。

民生児童委員：

各担当地域の登録者について「個別避難支援プラン」の作成及び更新を行っている。また、日常の民生委員活動で、関係施策の紹介や登録が必要と思われる方への登録勧奨等を行っている。

震災救援所運営連絡会：

平常時には、震災救援所運営連絡会を開き避難支援計画の作成、発災を想定した訓練等を実施する。また、発災時の安否確認、救助・搬送、避難生活の支援等にむけて平常時から地域の関係団体との連絡や協力関係づくりに取り組むこととしている。

(3)取組の流れ

①要介護認定や障害認定を受けている方を登載した「災害時要援護者名簿（原簿）」を作成している。この原簿登載者に対し「地域のたすけあいネットワーク」制度(手上げ方式)への登録申請を個別に勧奨する。(未登録者には毎年1回程度個別勧奨を行う。)

※原簿の登載対象：介護保険認定者（要介護1～5）、身体障害者手帳所持者（1～3級）、愛の手帳所持者（1～3度）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級）、難病患者

※「地域のたすけあいネットワーク」の登録対象：原簿登載対象及び希望する区民

②「地域のたすけあいネットワーク」登録申請者については、「登録者台帳」を作成するとともに民生児童委員などが個別に自宅を訪問して「個別避難支援プラン」を作成する。

- ③「個別避難支援プラン」の情報を反映させた「登録者台帳」を定期的に震災救援所運営連絡会、民生児童委員、警察署、消防署、消防団分団に配布する。
- ④各震災救援所では、避難支援計画を作成するとともに安否確認ルートやマップ作成、発災時の支援活動のシミュレーション及び訓練を行う。また、発災時には、各震災救援所が安否確認、避難行動支援、救助・搬送、救援所や在宅での避難生活者の支援を行う。
- ⑤登録者以外を含む災害時要援護者原簿は、発災時に、震災救援所運営連絡会、警察署・消防署・消防団分団に提供する。

(4)取組のポイント

- ①「地域のたすけあいネットワーク登録者名簿(台帳)」の作成及び平常時の外部提供については、登録時に本人同意を得て行うことを杉並区個人情報保護審議会で承認されている。
- ②「個別避難支援プラン」の作成にあたっては、民生委員が中心となるが、要援護者の心身状態によって担当している介護支援専門員等専門職の方が作成する仕組みとしている。
- ③要援護者の個人情報を適切に取り扱うため、震災救援所運営連絡会（町会・自治会・商店会などの地域団体で構成）の委員は、区が（社会福祉協議会に委託して）実施している**個人情報保護研修の受講を前提条件**として「地域のたすけあいネットワーク登録者名簿(台帳)」の閲覧が可能となる仕組みとしている。

(5)今後の取組課題

- ①安否確認などで先進的に取組んでいる震災救援所の事例について、震災救援所会長・所長会などを通じて積極的に紹介したり交流する機会を設け、区内全域での対応力を高めていく。
- ②一般区民に災害時要援護者支援の取り組みを周知し、発災時の支援者の確保につなげる。
- ③安否確認や避難支援における震災救援所や地域の関係団体、民間事業者等との連携体制の構築を進める。

<連絡先>

東京都杉並区 保健福祉部管理課地域福祉係 電話：03-3312-2111 FAX：03-3312-2197

災害に強い情報連携システム構築事業(平成 24 年度～平成 26 年度)

東北ブロック

宮城県 色麻町

企画・情報課

1. 概要

- 現在、町内の有線放送(アナログ放送)を活用して情報の伝達を行っている。平成 26 年までに地域 WiMAX 網を整備し、各家庭に I P 告知端末を配布する予定である。各行政区長から各行政区民に対する情報の伝達も可能。また、要援護者避難所等に再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電 20KW・蓄電池 16KWh)を導入。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

色麻町では、有線放送(アナログ放送)を活用して災害情報関連情報等を住民へ伝達していましたが、機器の老朽化が著しく、また、故障時の部品等の調達などが困難な状況にあります。

また、総務省では、既存のアナログ方式の防災無線システムの高度化と電波の有効利用を図るために、できるだけ早期に市町村防災行政無線のデジタル化を促進しており、色麻町では新たなシステム構築に取り組むことといたしました。

(2)推進体制

地域防災計画(平成 25 年度改定)の推進体制を整えている。なお、情報等の配信については、新たに企画・情報課(平成 26 年度)を設置し、運営・管理に当たる。

※供用開始：平成 27 年 4 月 1 日(予定)

(3)取組の流れ

平成 24 年度から地域 WiMAX 網(自営網)を整備し、平成 25 年度から平成 26 年度に災害対策本部(庁舎内)・特定避難所・要援護者避難所等にタブレット及び I P 告知端末、また、全世帯には I P 告知端末を設置し、災害時における情報配信等を行う予定で整備している。

また、平成 25 年度に災害時の電源確保のため、災害対策本部(庁舎内)・要援護者避難所に再生可能エネルギー設備(太陽光発電)を導入した。

(4)取組のポイント

東日本大震災(3. 11)を教訓に、民間通信網(NTT 等)が途絶しても、町独自の通信網(地域 WiMAX)を通じて、公共施設(避難所等)や住民等が所有している携帯電話・スマートホン・タブレット・PC 等に情報を伝達する仕組みを構築している。なお、WEB サイト(サーバー)は、庁舎内に構築しており、地域 WiMAX 網(自営網)を通じて、災害情報・伝言板等が閲覧できる。また、停電時における施設運営のための電力確保を図る。

上記のような通信網の強化により災害時における住民への町からの情報伝達がより迅速、確実に可能となると考えている。特に災害時要援護者のように、より迅速な情報伝達が必要となり、また複数の手段による情報伝達が有効な住民への効果は大きいと考えている。今後は、災害時要援護者への情報伝達等に向けて I P カメラを活用した映像配信及び地図による非難誘導等の対策を進めることを検討している。

(5)今後の取組課題

災害時だけでなく、平時での活用を促進する。

<連絡先>

宮城県色麻町 企画・情報課 電話：0229-65-2111 FAX：0229-65-2685

事業者が保有する情報による安否確認と市との連携による効率化

近畿ブロック

兵庫県 西宮市

防災計画総務課

1. 概要

- 避難支援に対し、在宅者安否のルールを定めている。
- ローラー作戦までに介護・看護事業者のBCPとして、自分の利用者を確認し、市の情報と照合することで、期間の大幅短縮と関連死の減少を目指す

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

本市では災害時要援護者対策を①避難支援、②避難後支援、③避難しない方の対策、を軸に進めている。このうち③について、大災害後の在宅療養者のローラー作戦は、阪神・淡路、東日本とも災害医療チームなどの派遣がされ、避難所巡回などに引き続いて個別調査が行われていたため、安否確認まで概ね3週～1ヶ月後に行われており、ケアが必要な方の抽出と対応が遅れる懸念がある。

しかし、事業者が事業継続の観点から自発的に安否確認を行うと、安否確認までの時間と個別調査に係る人員を大幅に減らすことが期待できる。また、サービス利用者に早期から従前のサービスを提供できることで、東日本大震災でも課題となったボランティアによるケアへの依存により利用者が本来の介護制度の利用に戻らなくなり、事業の再開が困難になるといった問題も起こりにくい。

このことは、本市が訪問看護事業者の災害対策に関わる中で、災害後の速やかな安否確認が事業再開に必須であり、関連死予防につながるとの考えに至り、要援護者の保護と事業者の事業継続を同列に考え取り組むこととしたもの。

(2) 取組の流れ

通常時の取組は以下のとおり

- ・ 防災部局から福祉部局にレクを行い、趣旨を説明
- ・ 福祉部局は、ケアマネジャーや事業者にも事業継続の観点も含め災害時に安否確認を行うよう周知
- ・ 不明者の照会に応じられるよう、避難先情報との突合ができるようシステムの整備
- ・ 事業者が利用者情報をもとに、安否確認表の準備など避難予定先等の把握に努める
- ・ ケアマネジャーはケアプラン作成にあわせ、同様の準備を行う
- ・ 防災部局と福祉部局は事業者や団体への研修の場を活用し、啓発を続ける

大規模災害時の安否確認の流れは次の形が望ましい

- ・ 災対福祉局は各事業者にも利用者の安否確認を行うよう指示する
- ・ 各事業者は事業継続の観点からも早急に安否確認を行う
- ・ 各事業者は確認内容を市に報告するとともに、把握できていない情報を求める
- ・ 市は事業者の把握していない利用者情報を伝えることで、福祉サービスの早期復旧に努める
- ・ 数日経って確認できない部分は個別に調査する

(3) 取組のポイント

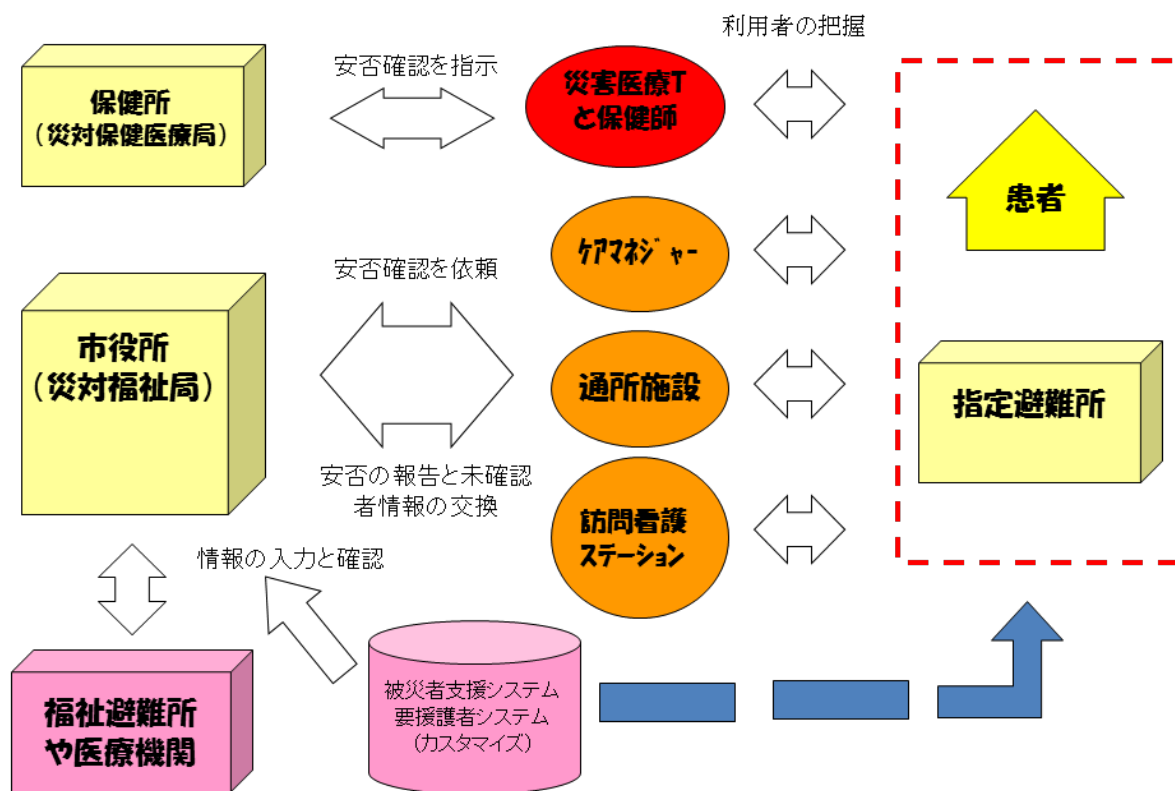
事業者が利用者の把握を行うことをルール化する。

- ① 平常時は、通常のリスト管理の中で、安否確認表の整理等をお願いします。
- ② 災害時には、安否情報を市に報告し、不明なところは市の情報とつき合わせることで、要援護者の安全を確保するとともに速やかな業務の継続を行う福祉部局の各担当課が対象となる事業者に対し説明し働きかけを行う。

(4) 今後の取組課題

- ・ 利用者の安否確認を行わないと事業の継続ができないということの気づきをさせることと、行政が把握している避難先の情報を返す仕組みを作り、お互いが同じ認識を持つておくこと
- ・ このため、毎年度当初に事業者に対し、安否確認表の雛形を添え文書で通知を行うことによるルールの浸透と常識化

事業所等による安否確認 取り組みのイメージ



<連絡先>

兵庫県西宮市 災害避難支援課 電話：0798-35-3599 FAX：0798-36-1990

避難行動要支援者(災害時要援護者)の個別対応体制の充実

九州ブロック

福岡県 久留米市

都市建設部防災対策課

1. 概要

- 名簿を活用した居住分布図および避難ルートなどを検討するワークショップを校区単位で実施している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組みのきっかけ

平成22年8月に久留米市災害時要援護者支援プランを策定し、各校区単位で災害時要援護者名簿作成の取組みを開始し、名簿作成後における要援護者支援体制の検討を行っていたところ、福岡県事業にて、要援護者名簿情報や地図を活用し、地域住民で支援体制の充実を検討していく災害時要援護者支援事業が実施されることとなり、久留米市での実施を希望したところ採択されたため、1つの校区をモデル校区として事業を実施した。

事業内容は、名簿情報を地図上に落とし込み、要援護者の居住分布をもとに安全な避難ルートを地域住民自身が検討を行っていくワークショップ形式で実施され、名簿だけでは分かりづらい要援護者の居住地や周辺の道路状況が一目で分かるようになるなど、非常に有効であると考えており、現在、本取組みを市内全校区で進めている。

(2) 推進体制

市(地域福祉課・防災対策課)が各校区コミュニティ組織へ呼びかけ、校区が希望する日時において、ワークショップを実施。講師は、市職員(地域福祉課・防災対策課)が行い、参加者は要援護者を支援する地域協力者(校区コミュニティ組織の役員や自治会長、民生委員、消防団、自主防災組織役員等)で、居住エリア毎(自治会エリア等)に班分けをし、エリアに居住している要援護者名簿をもとに、ワークショップを進めている。

(3) 取組みの流れ

- ① 居住エリアの地図と災害時要援護者名簿、ハザードマップ等を準備
- ② 地図上に災害時要援護者及び地域協力者の居住地に印をつける。
- ③ ハザードマップや過去の災害履歴を参照し、地図上で災害時に危険な場所を確認する。
- ④ 要援護者の居住地から避難所までの安全なルートや要援護者への安否確認、避難誘導の方法を確認し、地域協力者間で共有する。

(4) 取組みのポイント

行政からあらかじめつくられた支援体制を押し付けるのではなく、あくまでも地域協力者自身が自発的に検討することが重要。このため、班毎に支援体制が異なっている場合もある。

(5) 今後の取組み課題

まだ、市内すべての校区で取組みが実施できていないため、全校区で取組みを実施することが必要。また、検討した後の支援体制を要援護者別にまとめ個別計画を作成していくことが必要。

<連絡先>

福岡県久留米市 都市建設部防災対策課 電話：0942-30-9074 FAX：0942-30-9712

避難支援従事者の対応原則及び安全確保の措置に係る取組について

東北ブロック

岩手県 宮古市

危機管理課

1. 概要

- 避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）に関する安全確保策等について地域防災計画に定めた。また、震災後に消防団の対応原則及び安全確保の措置を見直し、取組を実施している。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

岩手県による被害想定結果を踏まえ、津波からの避難方法について検討を進める中で、避難者の安全確保のみではなく、避難を支援する側（避難支援従事者）の安全も確保した避難計画を立案することを目指している。また、東日本大震災でも避難支援等関係者が犠牲になった例もあり、必要と感じ更なる対策の充実を検討している。

(2)取組のポイント

- ・ 避難支援従事者（避難支援等関係者）について、地域防災計画へ明示した。
- ・ 避難計画作成に向けた留意点として、避難支援従事者に関する安全確保策を定めることについて地域防災計画に明示した（下記参照）。

<宮古市地域防災計画の避難支援従事者の安全確保策に係る内容の抜粋>

避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。

宮古市地域防災計画 地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 避難対策計画より

- ・ 避難支援従事者の安全確保策として、夜間等様々な条件を考慮した上で、災害時の防災対応、行動ルール、連絡手段等を定めることとした。
- ・ 震災前から、宮古市の一部の消防団では避難支援従事者の行動ルールとして「15分ルール」を定めていた（詳細は参考参照）。現在では、津波到達予想時刻の10分前までに退避完了する「10分前ルール」に改め、宮古市消防団全体の取組としている。なお、具体的な消防団退避指示の周知方法としては、津波到達予想時刻の20分前に防災行政無線により「消防団員は活動を中止し直ちに避難してください。」と放送することにより行う。
- ・ このことは、毎年3月11日に実施している津波避難訓練にも取り入れ、市民への周知を図っている。

参考 宮古市田老地区消防団による15分ルールの徹底

宮古市田老地区の消防団では、避難支援関係者である消防団員の安全を確保する為、震災時に消防団活動（水門・陸閘の閉鎖及び避難誘導）に従事することができる活動可能時間を発災から15分に限定する「15分ルール」を定めている。取組を進めるにあたり、①ルールの策定（活動内容の把握、避難場所、避難ルートの設定）、②ルールの徹底（ルールの周知・徹底、訓練、避難時間計測等）、③地域への説明等を実施し、東日本大震災において、分団から犠牲者を出さなかった実績がある。

<連絡先>

岩手県宮古市 危機管理課 電話：0193-68-9111 FAX：0193-71-2103